［９］ 駐車場（政令第１８条）

基本的な考え方

車椅子使用者が各種の施設を利用する場合には、自動車が大きな役割を担っており、これらの人々の利用を促進するためにはそれぞれの施設に駐車場を整備していくことが必要である。また、高齢者、障がい者等が自動車を利用して外出する機会が増えているため、車椅子使用者用駐車施設とは別に、出入口近くに配慮が必要な利用者に配慮した「ゆずりあい駐車区画」を設けることが望ましい。

●：政令・条例の基準　　○：望ましい整備

条例逐条解説　P.61～62
建築設計標準　P2-57

建築物移動等円滑化基準			解説
一般基準	車椅子使用者用駐車区画	●不特定多数の者等が利用する駐車場には、必要数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか ・駐車施設の総数が 200 以下の場合2％以上 ・駐車施設の総数が 201 以上の場合1％＋2以上 R7.6 追記	共同住宅等における居住者用駐車場は、区画の使用者を特定している場合が多く、「多数の者が利用する駐車場」に該当しないため、基準適合義務の対象とはならない（来客者用駐車場は対象）。 車椅子使用者が円滑に利用することができないロック板等は設置しない。 ロック板が乗降の妨げとなる
		●車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 イ　幅は、350cm 以上とすること。 ロ　車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	
	標識（再掲）	●移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	車椅子使用者用駐車施設には、国際シンボルマークを掲示しなければならない。 ［12］標識 参照

望ましい整備		解説
動線計画	○高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。	やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合においては、見通しを良くする等、危険を回避する。 クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。 駐輪場と駐車場の経路も、出来る限り交錯を避ける工夫をする。
	○歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。	
通路	○安全に通行できるように、歩車分離するなどの配慮をする。	
車椅子使用者用駐車施設	○全駐車台数が 200 台以下の場合は、当該駐車台数の2％以上、200 台を超える場合にあっては当該駐車台数の1％に2台を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。	駐車場の規模： 車椅子使用者用区画の目安 ～ 50 台 ： 1 台以上 51 ～100 台 ： 2 台以上 101～150 台 ： 3 台以上 151～200 台 ： 4 台以上 201 台～ ： 1%+2 台以上
	○機械式であっても平面部にスペースを設ける。	
	○車椅子使用者用駐車区画及び乗降用スペースは水平とする。	
	○駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう表示する。	
	○駐車場の進入口より車椅子使用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。	

	○車椅子使用者用駐車施設の枠内を青色に塗装、また乗降用スペースを、斜線で塗装し、国際シンボルマークは大きく表示する。	車椅子使用者用駐車施設をわかりやすくするため。
	○車椅子使用者用駐車施設の奥行きは施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討を行う必要がある。	車椅子用リフト付車両等の車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。
	○車椅子用リフト付き福祉車両（バンタイプ）では、後部ドアの開閉が通常であり、奥行きと後部の乗降スペースについて配慮する必要がある。	
	○車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースは左右両方に設ける。この場合、車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。	駐車スペースの境界表示を二重ラインにする等、十分な乗降用スペースを確保する。
	○車椅子使用者用駐車施設の上には、屋根又は庇を設ける。	屋根又は庇がないと雨天時の乗降に困難が生じる。 屋根又は庇を設ける場合には、車椅子用リフト付車両等に対応した天井高さを確保する。（一般的な車椅子用リフト付車両の高さは、230cm以上である。）
	○車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける。	
	○屋内又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、同様に必要な有効高さ 230cm 以上（梁下高さ等）を確保する。	
機械式駐車装置	○機械式であっても平面部にスペースを設ける。	
	○車椅子使用者用駐車施設を機械式駐車装置で確保する場合は、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる。	
	○車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。	
	○乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅 140cm以上×奥行き 170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅 90cm以上の通路を確保する。	
	○平面駐車場に車椅子使用者用区画を設ける場合においても、機械式駐車装置の段差及び床の隙間は 2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて 350cm以上とする。	
	○通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障がい者等の見やすい位置に容易に識別できる標識を設ける。	
	○入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置き式等を含む）を考慮し設定する。	
照明等	○歩行困難者が車両の乗り降りを安全に行うことができるよう、照明の位置や照度等に配慮する。	
発券所等	○発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮する。	
	○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。	
	○発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。	
	○精算機における非常時の対応として、音声による対応のみではなく、ディスプレイによる対応を行う。	聴覚障がい者は音声のみの対応では利用できない場合がある。
ゆずりあい 駐車区画	○車椅子使用者用駐車施設とは別に、建物の入口に近い位置に、移動に配慮が必要な方（上下肢障がい者や知的･精神障がい者、内部	参考～車椅子使用者用駐車施設の適正利用～　参照

	障がい者、妊婦、乳幼児連れ、歩行困難な高齢者等)に配慮した「ゆずりあい駐車区画」を設ける。		

解説図一覧

図 9.1　駐車場	●○
図 9.2　駐車場の改善例	●○
図 9.3　歩車道分離の例	●○
図 9.4　車椅子使用者用駐車施設の空間の確保等	○

チェック項目（政令の基準）

一般基準	①不特定多数の者等が利用する駐車場には、必要数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか ・駐車施設の総数が 200 以下の場合2％以上 ・駐車施設の総数が 201 以上の場合1％＋2以上	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	

関連する章

・[12]標識

●〇図 9.1　駐車場

●政令・条例の基準
〇望ましい整備

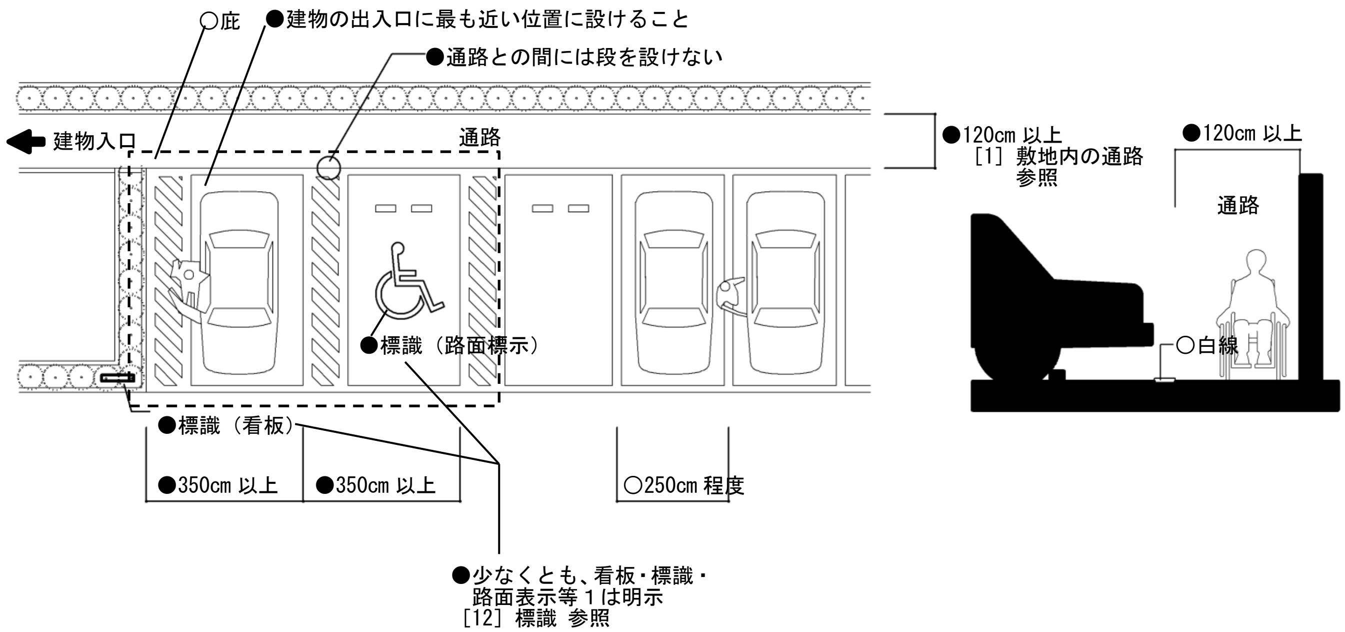

●〇図 9.2　駐車場の改善例

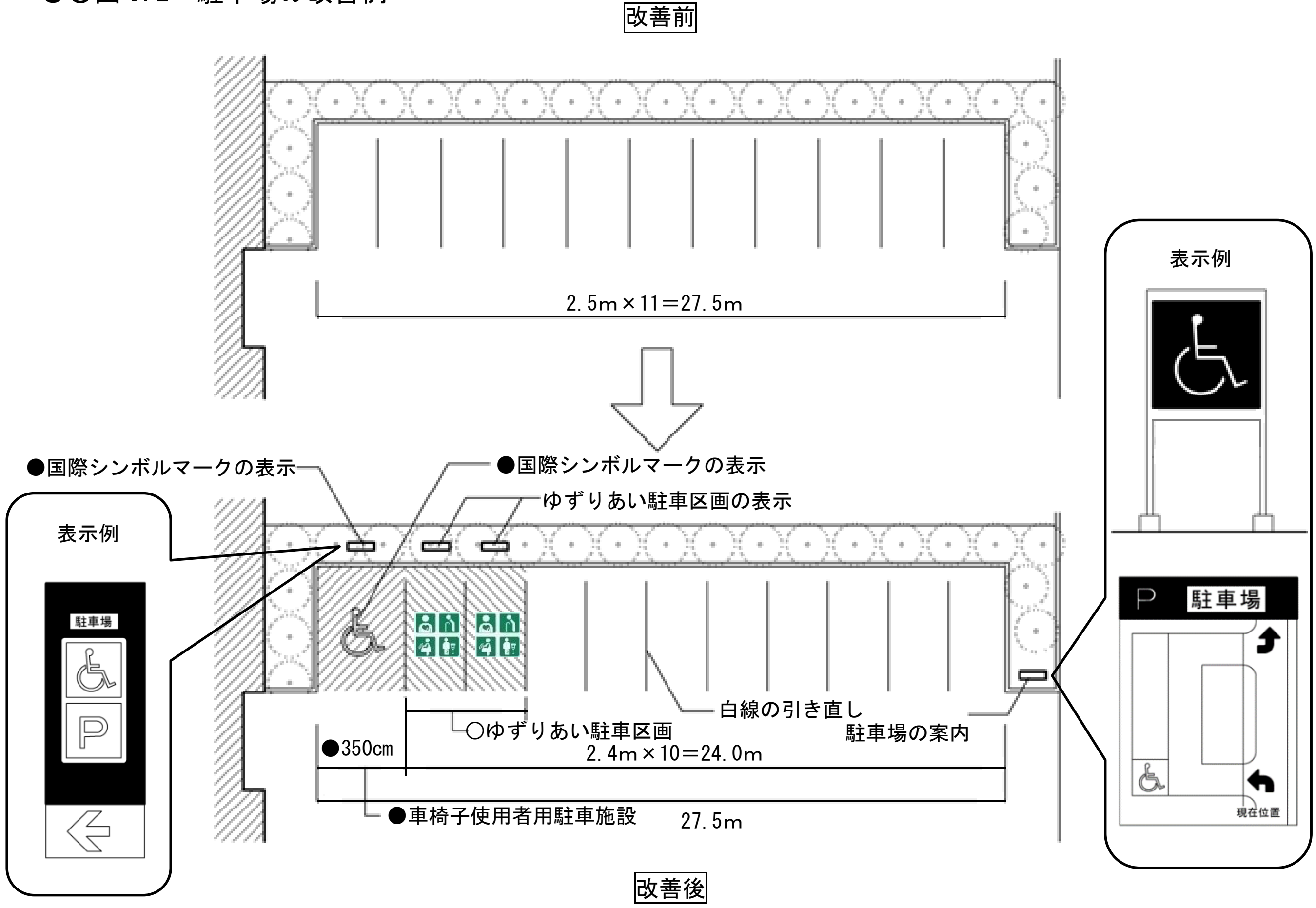

●政令・条例の基準
○望ましい整備

●○図 9.3　歩車道分離の例

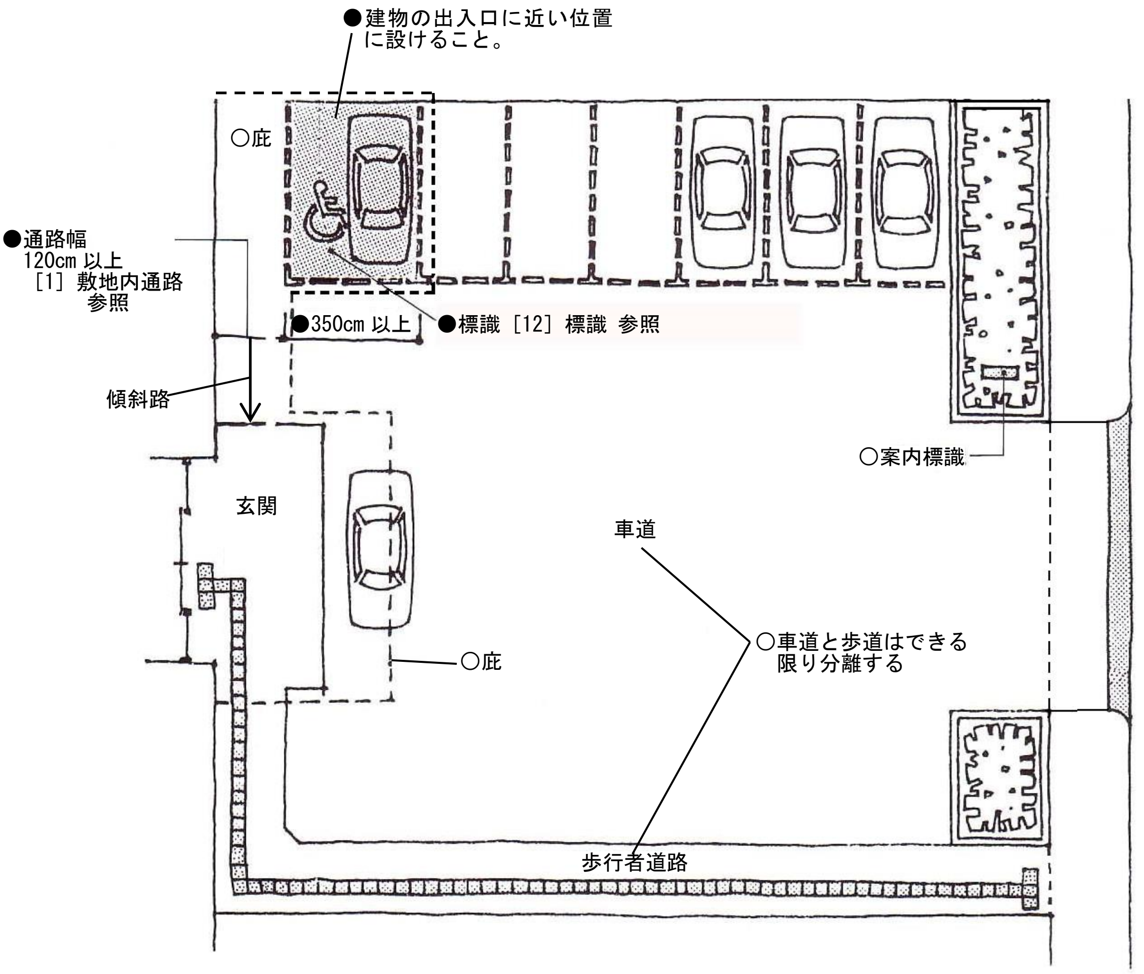

○図 9.4　車椅子使用者用駐車空間の確保等

○後部ドア側の乗降スペースの例

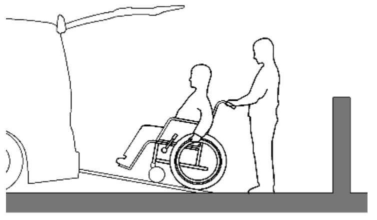

○車椅子使用者用駐車施設（屋内）の例

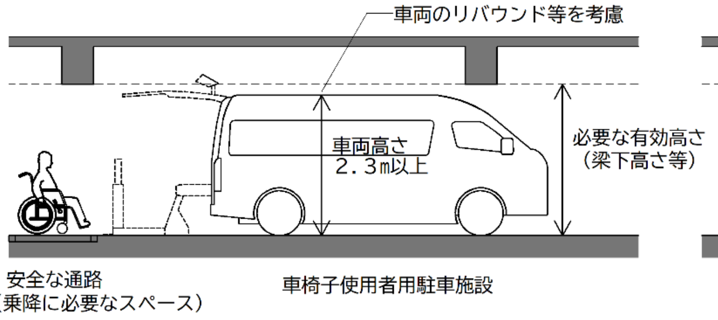

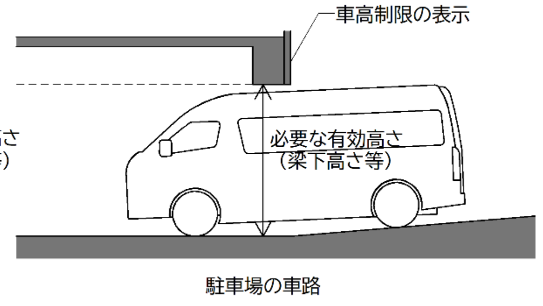

参考～車椅子使用者用駐車施設の適正利用～

区画幅を 3.5m 確保し、「障がい者のための国際シンボルマーク」が示された駐車区画である「車椅子使用者用駐車施設」は、政令第 17 条の規定に基づき、車椅子使用者の移動に配慮して出入口近くに設けられている。

車椅子使用者は、車から乗降するために 3.5m 幅の区画が必要であるが、一方で、車椅子使用者以外の障がい者、高齢者、妊婦、けが人など、移動に配慮が必要な利用者も出入口近くの駐車区画を必要としている。

そこで、車椅子使用者用駐車施設とは別に、車椅子使用者以外の障がい者、高齢者、妊婦、けが人など、移動に配慮が必要な利用者に配慮し、出入口近くに当該利用者用の駐車区画を設けることが望ましい。

（大阪府における取り組み事例「ダブルスペース」）

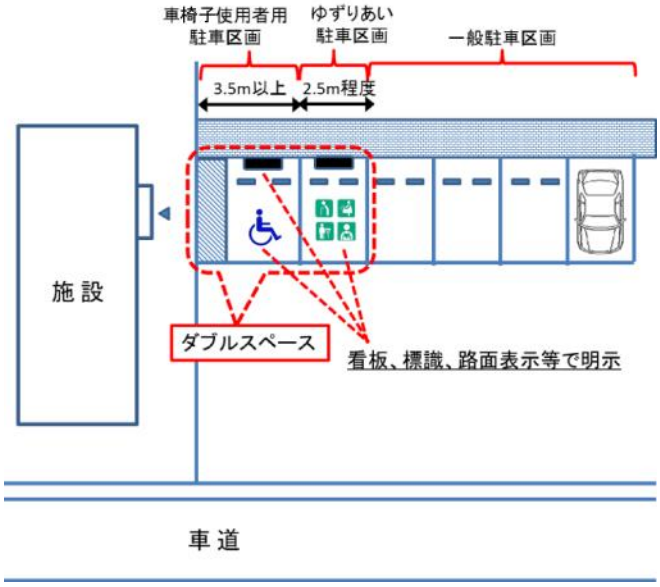

（大阪府事例「ゆずりあい駐車区画」）

その他の配慮が必要な利用者用の

駐車区画のマーク

（大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度）

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車椅子使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度です。（平成２６年２月から開始）

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度に関する問い合わせ先
大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 企画グループ
電話：０６－６９４４－２３６２　ＦＡＸ：０６－６９４２－７２１５
Ｅメール：shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp
http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/